

内閣参質二一一第三八号

令和五年三月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員辻元清美君提出原子力発電所の劣化状況の点検・評価・審査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻元清美君提出原子力発電所の劣化状況の点検・評価・審査に関する質問に対する答弁書

一について

国際原子力機関の「Power Reactor Information System」によると、現時点では、国内及び国外において、初めて電力系統に接続した日から恒久的に運転を停止した日までの期間が六十年を超えていた原子炉及び初めて電力系統に接続した日から六十年を超えて運転を続けている原子炉は存在しない。

なお、御指摘の発言は、各種試験等により得られたデータについて言及したものであり、「六十年以上運転した原発」から「実データ」を得られているという趣旨で述べたものではない。

二について

一についてで述べたとおり、山中原子力規制委員会委員長は「令和四年度原子力規制委員会第七十二回臨時会議」において、「六十年以上運転した原発」から「実データ」を得られているという趣旨の発言をしたものではないが、御指摘の「原子炉その他の設備の劣化の状況」については、原子力規制委員会として、発電用原子炉設置者が、その設置した発電用原子炉ごとに、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「規則」という。）第八十二条第一項から第四項ま

でに規定する機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価の実施並びにその後の十年間等を実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針の策定を経た上で行う、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第四十三条の三の二十四第一項の規定に基づく保安規定の変更の認可又は法第四十三条の三の三十二第四項の規定に基づく発電用原子炉の運転期間の延長に係る認可を求め申請に対する審査（以下「審査」という。）の中で、発電用原子炉ごとに当該発電用原子炉ごとの情報に基づいて確認しているところである。

三について

国内の全ての実用発電用原子炉のうち、現時点までに原子力規制委員会等に提出された、それぞれの実用発電用原子炉についての法第四十三条の三の五第一項の許可に係る原子炉設置許可申請書（以下「原子炉設置許可申請書」という。）、法第四十三条の三の八第一項の許可に係る原子炉設置変更許可申請書、法第四十三条の三の九第一項の認可に係る設計及び工事計画認可申請書、同条第二項の認可に係る設計及び工事計画変更認可申請書、法第四十三条の三の二十四第一項の認可若しくは法第四十三条の三の三十二第二項の認可に係る高経年化技術評価書（以下「高経年化技術評価書」という。）又は実用発電用原子炉の

設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令（平成二十年経済産業省令第六十号）による改正前の規則第二十四条第二項若しくは第三項に規定する高経年化技術評価等報告書（以下「高経年化技術評価等報告書」という。）に、①監視試験片を内包するカプセルの初装荷個数及び②監視試験片の種類の記事があるものについて、当該記載の内容を実用発電用原子炉ごとにお示しすると、次のとおりである。

北海道電力株式会社泊発電所一号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等

北海道電力株式会社泊発電所二号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等

北海道電力株式会社泊発電所三号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片及びコンパクト試験片

電源開発株式会社大間原子力発電所 ①四 ②Vノッチシャルピ試験片及び小形引張試験片

東北電力株式会社東通原子力発電所一号炉 ②Vノッチシャルピ試験片及び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社東通原子力発電所一号炉 ②Vノッチシャルピ試験片及び小形引張

試験片

東北電力株式会社女川原子力発電所一号炉 ①四 ②シャルピVノッチ試験片及び小形引張試験片

東北電力株式会社女川原子力発電所二号炉 ①三 ②Vノッチ・シャルピ試験片及び小形引張試験片

東北電力株式会社女川原子力発電所三号炉 ②Vノツチシヤルピ試験片及び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所一号炉 ①四 ②シヤルピVノツチ試験片及

び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所二号炉 ①四 ②シヤルピVノツチ試験片及

び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所三号炉 ①四 ②シヤルピVノツチ試験片及

び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所四号炉 ①四 ②シヤルピVノツチ試験片及

び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所五号炉 ①四 ②シヤルピVノツチ試験片及

び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所六号炉 ①四 ②シヤルピVノツチ試験片及

び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所一号炉 ①四 ②シャルピVノッチ試験片及び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所二号炉 ①四 ②Vノッチ・シャルピ試験片及び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所三号炉 ①四 ②Vノッチ・シャルピ試験片及び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所四号炉 ①四 ②Vノッチ・シャルピ試験片及び小形引張試験片

日本原子力発電株式会社東海発電所 ②衝撃試験片、引張試験片、クリープ試験片、耐蝕試験片、熔接部試験片、組成及び組織試験片など

日本原子力発電株式会社東海第二発電所 ①四 ②シャルピVノッチ試験片及び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所一号炉 ①四 ②Vノッチ・シャルピ試験片及び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所二号炉 ①四 ②Vノツチ・シヤルピ試験片
及び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所三号炉 ①四 ②Vノツチ・シヤルピ試験片
及び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所四号炉 ②Vノツチ・シヤルピ試験片及び小
形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所五号炉 ①四 ②Vノツチ・シヤルピ試験片
及び小形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所六号炉 ②Vノツチ・シヤルピ試験片及び小
形引張試験片

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所七号炉 ①三 ②Vノツチ・シヤルピ試験片
及び小形引張試験片

北陸電力株式会社志賀原子力発電所一号炉 ①四 ②Vノツチ・シヤルピ試験片及び小形引張試験片

- 北陸電力株式会社志賀原子力発電所二号炉 ② Vノツチシャルピ試験片及び小形引張試験片
- 日本原子力発電株式会社敦賀発電所一号炉 ①七 ② シャルピVノツチ試験片及び小型引張試験片
- 日本原子力発電株式会社敦賀発電所二号炉 ①六 ② 衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等
- 関西電力株式会社美浜発電所一号炉 ①六
- 関西電力株式会社美浜発電所二号炉 ①六
- 関西電力株式会社美浜発電所三号炉 ①八 ② 衝撃試験片、引張試験片、WOL試験片等
- 関西電力株式会社大飯発電所一号炉 ①六
- 関西電力株式会社大飯発電所二号炉 ①六
- 関西電力株式会社大飯発電所三号炉 ①六 ② 衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等
- 関西電力株式会社大飯発電所四号炉 ①六 ② 衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等
- 関西電力株式会社高浜発電所一号炉 ①八
- 関西電力株式会社高浜発電所二号炉 ①八
- 関西電力株式会社高浜発電所三号炉 ①六 ② 衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等

- 関西電力株式会社高浜発電所四号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等
 中部電力株式会社浜岡原子力発電所一号炉 ①四 ②シャルピVノッチ試験片及び小形引張試験片
 中部電力株式会社浜岡原子力発電所二号炉 ①四 ②シャルピVノッチ試験片及び小形引張試験片
 中部電力株式会社浜岡原子力発電所三号炉 ①四 ②Vノッチ・シャルピ試験片及び小形引張試験片
 中部電力株式会社浜岡原子力発電所四号炉 ①四 ②Vノッチ・シャルピ試験片及び小形引張試験片
 中部電力株式会社浜岡原子力発電所五号炉 ②Vノッチシャルピ試験片及び小形引張試験片
 中国電力株式会社島根原子力発電所一号炉 ①五 ②シャルピVノッチ試験片及び小形引張試験片
 中国電力株式会社島根原子力発電所二号炉 ①四 ②Vノッチ・シャルピ試験片及び小形引張試験片
 中国電力株式会社島根原子力発電所三号炉 ①四 ②Vノッチシャルピ試験片及び小形引張試験片
 四国電力株式会社伊方発電所一号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、WOL試験片等
 四国電力株式会社伊方発電所二号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、WOL試験片等
 四国電力株式会社伊方発電所三号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等
 九州電力株式会社玄海原子力発電所一号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、WOL試験片等

九州電力株式会社玄海原子力発電所二号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、WOL試験片等

九州電力株式会社玄海原子力発電所三号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等

九州電力株式会社玄海原子力発電所四号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等

九州電力株式会社川内原子力発電所一号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等

九州電力株式会社川内原子力発電所二号炉 ①六 ②衝撃試験片、引張試験片、CT試験片等

また、お尋ねの「試験片の数」については、日本原子力発電株式会社東海発電所についての原子炉設置許可申請書においてのみ、これに関連した記載があるところ、当該記載の内容をお示しすると、次のとおりである。

「耐用年数の間圧力容器その他各種主要部分の材料が放射線、熱サイクル、その他によつて起こす変化の状態をチエツクするため衝撃試験片、引張試験片、クリーブ試験片、耐蝕試験片、熔接部試験片、組成および組織試験片など全部で三千個あまりを炉心内に挿入しておき、定期的に取出してそれぞれの検査をおこなう。」

四について

お尋ねの「具体的にはどのプラントで再生が困難なのか」については、現時点において、原子力規制委員会として承知していない。

五について

国内の全ての実用発電用原子炉のうち、現時点までに原子力規制委員会等に提出された、それぞれの実用発電用原子炉についての高経年化技術評価書又は高経年化技術評価等報告書に、①中性子照射量、②母材の脆性遷移温度、無延性遷移温度、関連温度又は T_r 三十、③溶接金属の脆性遷移温度、無延性遷移温度、関連温度又は T_r 三十、④熱影響部の脆性遷移温度、無延性遷移温度、関連温度又は T_r 三十、⑤母材の上部棚吸収エネルギー、⑥溶接金属の上部棚吸収エネルギー、⑦熱影響部の上部棚吸収エネルギー及び⑧加速試験か否かの記載があるものについて、当該記載の内容並びに⑨当該高経年化技術評価書又は当該高経年化技術評価等報告書が提出された年を実用発電用原子炉及び監視試験の回次ごとにお示しすると、次のとおりである。

北海道電力株式会社泊発電所一号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり四百京個 ②マイナス四十四度 ⑤二百五十二ジュール ⑧否 ⑨平成三十年

北海道電力株式会社泊発電所一号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり五千四百京個 ②マイナス十度 ⑤二百四十七ジュール ⑧否 ⑨平成三十年

北海道電力株式会社泊発電所一号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり七千二百京個 ②マイナス八度 ⑤二百四十ジュール ⑧否 ⑨平成三十年

北海道電力株式会社泊発電所二号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり四百京個 ②マイナス六度 ⑤二百八ジュール ⑧否 ⑨令和二年

北海道電力株式会社泊発電所二号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり五千三百京個 ②マイナス二十度 ⑤二百六ジュール ⑧否 ⑨令和二年

東北電力株式会社女川原子力発電所一号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり七十九京五千兆個 ②マイナス十五度 ③マイナス三十四度 ⑤百二十ジュール ⑥百八十ジュール ⑧加速試験 ⑨平成二十五年

東北電力株式会社女川原子力発電所一号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり四十一京八千兆個 ②マイナス三度 ③マイナス三十七度 ⑤百十四ジュール ⑥百八十三ジュール ⑧否 ⑨平成二十五

年

東北電力株式会社女川原子力発電所一号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり九十九京五千兆個

②十二度 ③マイナス二十五度 ④百九ジュール ⑤百七十一ジュール ⑥否 ⑦平成二十五年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所一号炉第一回 ①一平方メートル当たり六十

八^{がい}ヶ個 ②零度 ③マイナス十七度 ④十三度 ⑤百四十六ジュール ⑥百三十二ジュール ⑦百十七ジ

ジュール ⑧加速試験 ⑨平成二十二年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所一号炉第二回 ①一平方メートル当たり十四

ヶ個 ②二度 ③マイナス十八度 ④マイナス四度 ⑤百六十七ジュール ⑥百六十五ジュール ⑦百六

十七ジュール ⑧否 ⑨平成二十二年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所一号炉第三回 ①一平方メートル当たり八十

九ヶ六千京個 ②六十四度 ③十五度 ④三十七度 ⑤百二十九ジュール ⑥百五十四ジュール ⑦百十

ジュール ⑧否 ⑨平成二十二年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所三号炉第一回 ①一平方センチメートル当た

り七十七京個 ②二十二度 ③マイナス二十四度 ④十四度 ⑤百三十一ジュール ⑥百七十七ジュール
⑦百三十八ジュール ⑧加速試験 ⑨平成十八年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所三号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり二十二京個 ②十二度 ③マイナス三十三度 ④十五度 ⑤百二十九ジュール ⑥二百三ジュール ⑦百三十七ジュール ⑧否 ⑨平成十八年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所三号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり四十八京個 ②三十四度 ③マイナス二十三度 ④十一度 ⑤百二十八ジュール ⑥百八十四ジュール ⑦百二十七ジュール ⑧否 ⑨平成十八年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所四号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり三十一京個 ②マイナス十六度 ③マイナス五度 ④マイナス二十度 ⑤二百二ジュール ⑥二百九ジュール ⑦百八十九ジュール ⑧加速試験 ⑨平成十九年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所四号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり十九京個 ②マイナス十度 ③一度 ④マイナス三十度 ⑤百九十二ジュール ⑥二百二ジュール ⑦

百七十六ジュール ⑧否 ⑨平成十九年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所四号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり四十三京個 ②マイナス十四度 ③マイナス六度 ④マイナス八度 ⑤百八十三ジュール ⑥二百一ジュール ⑦百七十一ジュール ⑧否 ⑨平成十九年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所五号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり百一京個 ②マイナス十八度 ③マイナス四十度 ④マイナス七度 ⑤百八十ジュール ⑥百九十三ジュール ⑦百九十三ジュール ⑧加速試験 ⑨平成十九年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所五号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり二十五京個 ②一度 ③マイナス四十一度 ④マイナス十五度 ⑤百八十八ジュール ⑥百九十六ジュール ⑦百八十四ジュール ⑧否 ⑨平成十九年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所五号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり五十一京個 ②マイナス十六度 ③マイナス四十三度 ④マイナス十二度 ⑤百七十ジュール ⑥百八十三ジュール ⑦百八十七ジュール ⑧否 ⑨平成十九年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所六号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり百三十四京個 ②マイナス十八度 ③マイナス三十六度 ④マイナス九度 ⑤二百十九ジュール ⑥百八十四ジュール ⑦二百三十四ジュール ⑧加速試験 ⑨平成二十一年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所六号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり十四京個 ②マイナス三度 ③マイナス四十八度 ④マイナス十五度 ⑤二百三ジュール ⑥百八十四ジュール ⑦二百二十四ジュール ⑧否 ⑨平成二十一年

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所六号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり三十二京個 ②マイナス十三度 ③マイナス四十度 ④マイナス十二度 ⑤二百十二ジュール ⑥百八十二ジュール ⑦二百十九ジュール ⑧否 ⑨平成二十一年

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所一号炉第一回 ①一平方メートル当たり百八十六垓個 ②マイナス二十九度 ③マイナス六十四度 ④マイナス二十度 ⑤百七十四ジュール ⑥百九十三ジュール ⑦二百三ジュール ⑧加速試験 ⑨平成二十四年

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所一号炉第二回 ①一平方メートル当たり十七

垓個 ② マイナス三十一度 ③ マイナス六十五度 ④ マイナス十二度 ⑤ 百七十六ジュール ⑥ 二百ジュール ⑦ 二百二十八ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二十四年

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所二号炉第一回 ① 一平方メートル当たり四十一垓個 ② マイナス二十一度 ③ マイナス六十二度 ④ マイナス三十八度 ⑤ 二百五ジュール ⑥ 百六十九ジュール ⑦ 百九十二ジュール ⑧ 加速試験 ⑨ 平成二十五年

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所二号炉第二回 ① 一平方メートル当たり十五垓個 ② マイナス二十三度 ③ マイナス六十二度 ④ マイナス三十三度 ⑤ 二百七ジュール ⑥ 百七十一ジュール ⑦ 二百三ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二十五年

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所三号炉第一回 ① 一平方メートル当たり百十七垓個 ② マイナス三十六度 ③ マイナス四十八度 ④ マイナス二十九度 ⑤ 二百二ジュール ⑥ 二百十六ジュール ⑦ 百七十九ジュール ⑧ 加速試験 ⑨ 平成二十六年

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所三号炉第二回 ① 一平方メートル当たり十七垓個 ② マイナス三十二度 ③ マイナス五十二度 ④ マイナス三十六度 ⑤ 百九十六ジュール ⑥ 二百七

ジュール ⑦百八十八ジュール ⑧否 ⑨平成二十六年

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所四号炉第一回 ①一平方メートル当たり六十八垓個 ②マイナス二十七度 ③マイナス五十二度 ④マイナス二十九度 ⑤百八十八ジュール ⑥百七十六ジュール ⑦百八十五ジュール ⑧加速試験 ⑨平成二十八年

東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所四号炉第二回 ①一平方メートル当たり十九垓個 ②マイナス三十八度 ③マイナス五十三度 ④マイナス五十一度 ⑤二百二十二ジュール ⑥二百十二ジュール ⑦二百二十三ジュール ⑧否 ⑨平成二十八年

日本原子力発電株式会社東海第二発電所第一回 ①一平方センチメートル当たり五十三京個 ②マイナス二十一度 ③マイナス二十三度 ④マイナス十四度 ⑤二百二十ジュール ⑥二百十二ジュール ⑦二百十八ジュール ⑧加速試験 ⑨平成二十九年

日本原子力発電株式会社東海第二発電所第二回 ①一平方センチメートル当たり十一京個 ②マイナス二十二度 ③マイナス二十六度 ④マイナス十六度 ⑤二百二ジュール ⑥百九十七ジュール ⑦二百ジュール ⑧否 ⑨平成二十九年

日本原子力発電株式会社東海第二発電所第三回 ①一平方センチメートル当たり二十六京個 ②マイナス十八度 ③マイナス二十五度 ④マイナス五度 ⑤百九十九ジュール ⑥百七十四ジュール ⑦百九十ジュール ⑧否 ⑨平成二十九年

日本原子力発電株式会社東海第二発電所第四回 ①一平方センチメートル当たり二十九京個 ②マイナス十度 ③マイナス二十七度 ④マイナス三十度 ⑤二百二十ジュール ⑥二百十五ジュール ⑦二百四十ジュール ⑧否 ⑨平成二十九年

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所一号炉第一回 ①一平方メートル当たり百三十一京個 ②マイナス二十四度 ③マイナス五十九度 ④マイナス十九度 ⑤百九十八ジュール ⑥二百二ジュール ⑦百七十一ジュール ⑧加速試験 ⑨平成二十六年

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所一号炉第二回 ①一平方メートル当たり二十九千京個 ②マイナス四十度 ③マイナス六十三度 ④マイナス二十五度 ⑤二百二十六ジュール ⑥二百三十七ジュール ⑦百九十六ジュール ⑧否 ⑨平成二十六年

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所二号炉第一回 ①一平方メートル当たり百三

垓個 ② マイナス三十七度 ③ マイナス四十四度 ④ マイナス三十一度 ⑤ 二百五十八ジュール ⑥ 二百三十二ジュール ⑦ 二百四十一ジュール ⑧ 加速試験 ⑨ 令和元年

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所二号炉第二回 ① 一平方メートル当たり十六垓個 ② マイナス三十三度 ③ マイナス四十三度 ④ マイナス三十二度 ⑤ 二百三十八ジュール ⑥ 二百九ジュール ⑦ 二百二十七ジュール ⑧ 否 ⑨ 令和元年

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所三号炉第一回 ① 一平方メートル当たり百十四垓個 ② マイナス三十六度 ③ マイナス五十九度 ④ マイナス二十一度 ⑤ 二百六十二ジュール ⑥ 二百二十四ジュール ⑦ 二百四十二ジュール ⑧ 加速試験 ⑨ 令和四年

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所五号炉第一回 ① 一平方メートル当たり百二十五垓個 ② マイナス二十八度 ③ マイナス七十四度 ④ マイナス三十五度 ⑤ 二百四十二ジュール ⑥ 百九十四ジュール ⑦ 二百四十五ジュール ⑧ 加速試験 ⑨ 平成三十一年

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所五号炉第二回 ① 一平方メートル当たり十九垓個 ② マイナス二十三度 ③ マイナス六十九度 ④ マイナス四十五度 ⑤ 二百三十五ジュール ⑥ 百七

十八ジュール ⑦二百二十八ジュール ⑧否 ⑨平成三十一年

北陸電力株式会社志賀原子力発電所一号炉第一回 ①一平方メートル当たり百七十二垓個 ②マイナス三十八度 ③マイナス五十四度 ④マイナス二十九度 ⑤百九十六ジュール ⑥百七十六ジュール ⑦二百二十六ジュール ⑧加速試験 ⑨令和四年

北陸電力株式会社志賀原子力発電所一号炉第二回 ①一平方メートル当たり四十五垓九千京個 ②マイナス二十四度 ③マイナス六十五度 ④マイナス三十度 ⑤二百四ジュール ⑥百七十四ジュール ⑦二百三十五ジュール ⑧否 ⑨令和四年

日本原子力発電株式会社敦賀発電所一号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり四京五千兆個 ②マイナスイナス五度 ③マイナス十六度 ④マイナス十四度 ⑤百七十一ジュール ⑥百五十五ジュール ⑦百七十ジュール ⑧否 ⑨平成二十一年

日本原子力発電株式会社敦賀発電所一号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり七京九千兆個 ②マイナス十八度 ③マイナス十五度 ④マイナス十九度 ⑤百八十五ジュール ⑥百五十六ジュール ⑦百六十九ジュール ⑧否 ⑨平成二十一年

日本原子力発電株式会社敦賀発電所一号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり百五十京個 ②十三度 ③四度 ④三十四度 ⑤百四十九ジュール ⑥百五十四ジュール ⑦百六十三ジュール ⑧加速試験
⑨平成二十一年

日本原子力発電株式会社敦賀発電所一号炉第四回 ①一平方センチメートル当たり百八十京個 ②三十七度 ③八度 ④二十二度 ⑤百五十一ジュール ⑥百五十八ジュール ⑦百六十七ジュール ⑧加速試験
⑨平成二十一年

日本原子力発電株式会社敦賀発電所一号炉第五回 ①一平方センチメートル当たり四十七京個 ②十六度 ③十六度 ④二十六度 ⑤百六十ジュール ⑥百五十三ジュール ⑦百四十六ジュール ⑧否 ⑨平成二十一年

日本原子力発電株式会社敦賀発電所一号炉第六回 ①一平方センチメートル当たり九十四京個 ②五十一度 ③四十三度 ④四十九度 ⑤百三十九ジュール ⑥百四十八ジュール ⑦百四十八ジュール ⑧否
⑨平成二十一年

日本原子力発電株式会社敦賀発電所二号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり六百二十京個 ②マ

イナス二十九度 ⑤二百六十六ジュール ⑧否 ⑨平成二十八年

日本原子力発電株式会社敦賀発電所二号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり三千九十京個 ②マ
イナス二十六度 ⑤二百四十八ジュール ⑧否 ⑨平成二十八年

日本原子力発電株式会社敦賀発電所二号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり四千九百京個 ②マ
イナス十七度 ⑤二百三十七ジュール ⑧否 ⑨平成二十八年

関西電力株式会社美浜発電所一号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり六百京個 ②十七度、四十
五度及び三十七度 ③五十四度 ④零度 ⑤百二十ジュール、百十八ジュール及び百十九ジュール ⑥九
十三ジュール ⑦百一ジュール ⑧否 ⑨平成二十一年

関西電力株式会社美浜発電所一号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり千二百京個 ②二十二度、
五十一度及び四十九度 ③六十四度 ④マイナス十二度 ⑤百十八ジュール、百十六ジュール及び百二十
一ジュール ⑥八十三ジュール ⑦九十六ジュール ⑧否 ⑨平成二十一年

関西電力株式会社美浜発電所一号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり二千百京個 ②三十二度、
七十一度及び六十六度 ③七十六度 ④三十度 ⑤百二十一ジュール、百九ジュール及び百二十二ジュ

ル ⑥八十三ジュール ⑦八十七ジュール ⑧否 ⑨平成二十一年

関西電力株式会社美浜発電所一号炉第四回 ①一平方センチメートル当たり三千京個 ②三十二度、七十四度及び六十六度 ③八十一度 ④三十度 ⑤百二十五ジュール、百十四ジュール及び百二十八ジュール ⑥八十八ジュール ⑦八十九ジュール ⑧否 ⑨平成二十一年

関西電力株式会社美浜発電所二号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり八百京個 ②四十九度及び四十二度 ③マイナス三度 ④零度 ⑤百三十ジュール及び百十六ジュール ⑥百二十ジュール ⑦百十四ジュール ⑧否 ⑨平成二十三年

関西電力株式会社美浜発電所二号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり千九百京個 ②五十九度及び五十三度 ③十七度 ④マイナス四度 ⑤百十七ジュール及び百九ジュール ⑥百二十一ジュール ⑦九十八ジュール ⑧否 ⑨平成二十三年

関西電力株式会社美浜発電所二号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり三千百京個 ②七十二度及び七十二度 ③三十一度 ④十五度 ⑤百十四ジュール及び百九ジュール ⑥百十五ジュール ⑦九十五ジュール ⑧否 ⑨平成二十三年

関西電力株式会社美浜発電所二号炉第四回 ①一平方センチメートル当たり四千四百京個 ②七十八度
及び八十六度 ③三十度 ④二十八度 ⑤百二十四ジュール及び百十八ジュール ⑥百十八ジュール ⑦
百十二ジュール ⑧否 ⑨平成二十三年

関西電力株式会社美浜発電所三号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり三百京個 ②マイナス十度
③マイナス四十六度 ④マイナス六十一度 ⑤百二十九ジュール ⑥百九十二ジュール ⑦二百一ジユ
ール ⑧否 ⑨平成二十七年

関西電力株式会社美浜発電所三号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり二千京個 ②十度 ③マイ
ナス十三度 ④マイナス四十二度 ⑤百二十八ジュール ⑥百四十一ジュール ⑦百七十九ジュール ⑧
否 ⑨平成二十七年

関西電力株式会社美浜発電所三号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり三千五百京個 ②十八度
③マイナス十二度 ④マイナス三十五度 ⑤百二十八ジュール ⑥百五十八ジュール ⑦百七十六ジユ
ール ⑧否 ⑨平成二十七年

関西電力株式会社美浜発電所三号炉第四回 ①一平方センチメートル当たり五千八百京個 ②四十五度

③ マイナス七度 ④ マイナス十四度 ⑤ 百三十九ジュール ⑥ 百七十二ジュール ⑦ 百九十ジュール
⑧ 否 ⑨ 平成二十七年

関西電力株式会社大飯発電所一号炉第一回 ① 一平方センチメートル当たり三百京個 ② マイナス六度
③ マイナス二十三度 ④ マイナス四十度 ⑤ 百二十ジュール ⑥ 百三十三ジュール ⑦ 二百六ジュール
⑧ 否 ⑨ 平成二十年

関西電力株式会社大飯発電所一号炉第二回 ① 一平方センチメートル当たり千五百京個 ② 十一度 ③
マイナス六度 ④ マイナス三十四度 ⑤ 百十六ジュール ⑥ 百三十二ジュール ⑦ 百八十五ジュール ⑧
否 ⑨ 平成二十年

関西電力株式会社大飯発電所一号炉第三回 ① 一平方センチメートル当たり二千五百京個 ② 十七度
③ マイナス二度 ④ マイナス十七度 ⑤ 百二十二ジュール ⑥ 百二十一ジュール ⑦ 百九十一ジュール
⑧ 否 ⑨ 平成二十年

関西電力株式会社大飯発電所一号炉第四回 ① 一平方センチメートル当たり五千京個 ② 三十度 ③ 十
二度 ④ マイナス六度 ⑤ 百十九ジュール ⑥ 百二十六ジュール ⑦ 百九十三ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二

十年

関西電力株式会社大飯発電所二号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり四百京個 ②四度 ③マイ
ナス三十二度 ④マイナス二十九度 ⑤百十一ジュール ⑥百七十三ジュール ⑦百九十七ジュール ⑧
否 ⑨平成二十年

関西電力株式会社大飯発電所二号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり千八百京個 ②五十二度
③マイナス十九度 ④零度 ⑤百十二ジュール ⑥百七十八ジュール ⑦百七十四ジュール ⑧否 ⑨
平成二十年

関西電力株式会社大飯発電所二号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり二千八百京個 ②四十五度
③マイナス十二度 ④九度 ⑤百二ジュール ⑥百七十一ジュール ⑦百七十四ジュール ⑧否 ⑨平
成二十年

関西電力株式会社大飯発電所二号炉第四回 ①一平方センチメートル当たり四千七百京個 ②七十度
③七度 ④三十二度 ⑤九十六ジュール ⑥百六十九ジュール ⑦百七十二ジュール ⑧否 ⑨平成二
十年

関西電力株式会社大飯発電所三号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり八百六十三京個 ②マイナ
ス四十度 ⑤二百九十四ジュール ⑧否 ⑨令和二年

関西電力株式会社大飯発電所三号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり二千六百京個 ②マイナス
三十二度 ⑤二百九十一ジュール ⑧否 ⑨令和二年

関西電力株式会社大飯発電所三号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり五千九十京個 ②マイナス
十九度 ⑤二百七十六ジュール ⑧否 ⑨令和二年

関西電力株式会社大飯発電所四号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり八百五十八京個 ②マイナ
ス五十八度 ⑤二百八十七ジュール ⑧否 ⑨令和三年

関西電力株式会社大飯発電所四号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり二千六百八十京個 ②マイ
ナス四十六度 ⑤二百五十七ジュール ⑧否 ⑨令和三年

関西電力株式会社大飯発電所四号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり四千六百十京個 ②マイナ
ス三十五度 ⑤二百七十九ジュール ⑧否 ⑨令和三年

関西電力株式会社高浜発電所一号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり三百京個 ②二十六度 ③

マイナス十五度 ④ マイナス十六度 ⑤ 八十ジュール ⑥ 百二十七ジュール ⑦ 百二十八ジュール ⑧ 否
⑨ 平成二十七年

関西電力株式会社高浜発電所一号炉第二回 ① 一平方センチメートル当たり千三百京個 ② 五十八度
③ 八度 ④ 一度 ⑤ 七十四ジュール ⑥ 百二十三ジュール ⑦ 百二十四ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二十七
年

関西電力株式会社高浜発電所一号炉第三回 ① 一平方センチメートル当たり三千四百京個 ② 七十二度
③ 二十九度 ④ 二十一度 ⑤ 七十六ジュール ⑥ 百二十七ジュール ⑦ 百二十五ジュール ⑧ 否 ⑨ 平
成二十七年

関西電力株式会社高浜発電所一号炉第四回 ① 一平方センチメートル当たり五千六百京個 ② 九十九度
③ 五十八度 ④ 四十五度 ⑤ 八十一ジュール ⑥ 百三十一ジュール ⑦ 百二十五ジュール ⑧ 否 ⑨ 平
成二十七年

関西電力株式会社高浜発電所二号炉第一回 ① 一平方センチメートル当たり三百京個 ② マイナス九度
③ マイナス十九度 ④ マイナス七十一度 ⑤ 百三十三ジュール ⑥ 百六十二ジュール ⑦ 百七十二ジユ

ール ⑧否 ⑨平成二十七年

関西電力株式会社高浜発電所二号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり二千二百京個 ②十五度

③十八度 ④マイナス十八度 ⑤百十ジュール ⑥百十七ジュール ⑦百四十四ジュール ⑧否 ⑨平

成二十七年

関西電力株式会社高浜発電所二号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり三千五百京個 ②二十二度

③二十二度 ④マイナス三十六度 ⑤百二十二ジュール ⑥百三十三ジュール ⑦百六十一ジュール

⑧否 ⑨平成二十七年

関西電力株式会社高浜発電所二号炉第四回 ①一平方センチメートル当たり五千六百京個 ②四十四度

③四十一度 ④マイナス三十一度 ⑤百二十四ジュール ⑥百五十四ジュール ⑦百七十九ジュール

⑧否 ⑨平成二十七年

関西電力株式会社高浜発電所三号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり五百京個 ②マイナス三十

四度 ③マイナス三十六度 ④マイナス九十九度 ⑤二百十二ジュール ⑥二百十ジュール ⑦二百二十

一ジュール ⑧否 ⑨平成二十六年

関西電力株式会社高浜発電所三号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり三千百京個 ②マイナス二十四度 ③マイナス二十六度 ④マイナス八十一度 ⑤百九十五ジュール ⑥百八十四ジュール ⑦百九十八ジュール ⑧否 ⑨平成二十六年

関西電力株式会社高浜発電所三号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり六千三百京個 ②マイナス七度 ③マイナス十六度 ④マイナス五十七度 ⑤二百五ジュール ⑥百九十三ジュール ⑦百九十九ジュール ⑧否 ⑨平成二十六年

関西電力株式会社高浜発電所三号炉第四回 ①一平方センチメートル当たり九千京個 ②十二度 ③十一度 ④マイナス七度 ⑤二百十八ジュール ⑥百六十六ジュール ⑦二百三ジュール ⑧否 ⑨平成二十六年

関西電力株式会社高浜発電所四号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり五百京個 ②マイナス三十八度 ③マイナス三十五度 ④マイナス九十五度 ⑤百九十六ジュール ⑥二百二十八ジュール ⑦二百三十八ジュール ⑧否 ⑨平成二十六年

関西電力株式会社高浜発電所四号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり三千百京個 ②マイナス二

十一度 ③ マイナス二十八度 ④ マイナス八十七度 ⑤ 百八十七ジュール ⑥ 二百一十ジュール ⑦ 二百二十七ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二十六年

関西電力株式会社高浜発電所四号炉第三回 ① 一平方センチメートル当たり六千四百京個 ② 六度 ③ マイナス十二度 ④ マイナス五十一度 ⑤ 百七十九ジュール ⑥ 二百九ジュール ⑦ 二百二十五ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二十六年

関西電力株式会社高浜発電所四号炉第四回 ① 一平方センチメートル当たり一垓個 ② 四十一度 ③ 三度 ④ マイナス十九度 ⑤ 百九十三ジュール ⑥ 二百一十ジュール ⑦ 二百二十一ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二十六年

中部電力株式会社浜岡原子力発電所一号炉第一回 ① 一平方センチメートル当たり百一京個 ② マイナス十五度 ③ マイナス十五度 ④ マイナス三十七度 ⑤ 百五十三ジュール ⑥ 百九十四ジュール ⑦ 百七十五ジュール ⑧ 加速試験 ⑨ 平成十八年

中部電力株式会社浜岡原子力発電所一号炉第二回 ① 一平方センチメートル当たり二十一京個 ② マイナス二十度 ③ マイナス三十度 ④ マイナス四十二度 ⑤ 百四十四ジュール ⑥ 百八十七ジュール ⑦ 百

六十五ジュール ⑧否 ⑨平成十八年

中部電力株式会社浜岡原子力発電所一号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり百十二京個 ②マイ

ナス四度 ③マイナス二十度 ④マイナス十八度 ⑤百三十一ジュール ⑥百七十九ジュール ⑦百三十

六ジュール ⑧否 ⑨平成十八年

中部電力株式会社浜岡原子力発電所二号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり百九十六京個 ②マ

イナス十七度 ③マイナス二十一度 ④七度 ⑤二百二十九ジュール ⑥百九十一ジュール ⑦百九十八

ジュール ⑧加速試験 ⑨平成十九年

中部電力株式会社浜岡原子力発電所二号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり十六京八千兆個 ②

マイナス十五度 ③マイナス二十一度 ④マイナス九度 ⑤二百十ジュール ⑥百八十九ジュール ⑦二

百七ジュール ⑧否 ⑨平成十九年

中部電力株式会社浜岡原子力発電所二号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり六十三京個 ②マイ

ナス九度 ③マイナス十九度 ④マイナス三十三度 ⑤二百三ジュール ⑥百七十二ジュール ⑦百八十

三ジュール ⑧否 ⑨平成十九年

中部電力株式会社浜岡原子力発電所三号炉第一回 ①一平方メートル当たり百十七垓個 ②マイナス二十七度 ③マイナス四十度 ④マイナス三十一度 ⑤百九十七ジュール ⑥二百二十五ジュール ⑦二百四十二ジュール ⑧加速試験 ⑨平成二十八年

中部電力株式会社浜岡原子力発電所三号炉第二回 ①一平方メートル当たり十六垓個 ②マイナス三十度 ③マイナス四十四度 ④マイナス三十度 ⑤二百十ジュール ⑥二百四十ジュール ⑦二百四十三ジュール ⑧否 ⑨平成二十八年

中部電力株式会社浜岡原子力発電所四号炉第一回 ①一平方メートル当たり百十一垓個 ②マイナス三十七度 ③マイナス六十三度 ④マイナス二十四度 ⑤二百十九ジュール ⑥百九十八ジュール ⑦二百十二ジュール ⑧加速試験 ⑨令和四年

中部電力株式会社浜岡原子力発電所四号炉第二回 ①一平方メートル当たり十九垓八千京個 ②マイナス三十三度 ③マイナス五十九度 ④マイナス三十五度 ⑤二百二十八ジュール ⑥二百二十ジュール ⑦二百四十五ジュール ⑧否 ⑨令和四年

中国電力株式会社島根原子力発電所一号炉第一回 ①一平方メートル当たり百三十垓個 ②六度 ③マ

イナス六度 ④六度 ⑤百六十八ジュール ⑥百七十八ジュール ⑦百八十三ジュール ⑧加速試験 ⑨平成二十五年

中国電力株式会社島根原子力発電所一号炉第二回 ①一平方メートル当たり二十三垓個 ②マイナス五度 ③マイナス十二・五度 ④六度 ⑤百八十一ジュール ⑥百八十九ジュール ⑦百八十九ジュール ⑧否 ⑨平成二十五年

中国電力株式会社島根原子力発電所一号炉第三回 ①一平方メートル当たり百一垓個 ②二十一度 ③一度 ④十九度 ⑤百五十一ジュール ⑥百六十三ジュール ⑦百六十六ジュール ⑧否 ⑨平成二十五年

中国電力株式会社島根原子力発電所二号炉第一回 ①一平方メートル当たり百六垓個 ②マイナス四十三度 ③マイナス五十九度 ④マイナス二十四度 ⑤二百二十八ジュール ⑥二百十ジュール ⑦二百一ジュール ⑧加速試験 ⑨平成三十年

中国電力株式会社島根原子力発電所二号炉第二回 ①一平方メートル当たり二十六垓個 ②マイナス五十一度 ③マイナス六十一度 ④マイナス四十三度 ⑤二百二十七ジュール ⑥二百九ジュール ⑦二百

二十三ジュール ⑧否 ⑨平成三十年

四国電力株式会社伊方発電所一号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり四百京個 ②零度 ③マイナス十七度 ④マイナス三十五度 ⑤百九十七ジュール ⑥百九十三ジュール ⑦二百四十四ジュール ⑧否 ⑨平成十八年

四国電力株式会社伊方発電所一号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり二千京個 ②十六度 ③四度 ④五度 ⑤百七十九ジュール ⑥百五十二ジュール ⑦二百十四ジュール ⑧否 ⑨平成十八年

四国電力株式会社伊方発電所一号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり四千京個 ②三十度 ③二十六度 ④二十五度 ⑤百八十二ジュール ⑥百五十五ジュール ⑦二百二十一ジュール ⑧否 ⑨平成十八年

四国電力株式会社伊方発電所二号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり六百京個 ②マイナス二十五度 ③マイナス四十度 ④マイナス五十七度 ⑤百六十三ジュール ⑥百九十六ジュール ⑦二百二十三ジュール ⑧否 ⑨平成二十三年

四国電力株式会社伊方発電所二号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり二千京個 ②マイナス二十

度 ③ マイナス三十九度 ④ マイナス五十五度 ⑤ 百七十五ジュール ⑥ 二百九ジュール ⑦ 二百三十五ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二十三年

四国電力株式会社伊方発電所二号炉第三回 ① 一平方センチメートル当たり三千九百京個 ② マイナス十六度 ③ マイナス十八度 ④ マイナス四十九度 ⑤ 百七十一ジュール ⑥ 百九十五ジュール ⑦ 二百四ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二十三年

九州電力株式会社玄海原子力発電所一号炉第一回 ① 一平方センチメートル当たり五百京個 ② 三十五度 ③ マイナス二十四度 ④ マイナス五十六度 ⑤ 七十八ジュール ⑥ 百二十五ジュール ⑦ 百五十二ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二十六年

九州電力株式会社玄海原子力発電所一号炉第二回 ① 一平方センチメートル当たり二千百京個 ② 三十度 ③ 零度 ④ マイナス四十度 ⑤ 七十九ジュール ⑥ 百二十五ジュール ⑦ 百五十三ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二十六年

九州電力株式会社玄海原子力発電所一号炉第三回 ① 一平方センチメートル当たり三千五百京個 ② 五十六度 ③ 十二度 ④ 三度 ⑤ 七十四ジュール ⑥ 百五ジュール ⑦ 百三十八ジュール ⑧ 否 ⑨ 平成二

十六年

九州電力株式会社玄海原子力発電所一号炉第四回 ①一平方センチメートル当たり六千五百京個 ②九十八度 ③二十五度 ④十三度 ⑤八十一ジュール ⑥百二十六ジュール ⑦百六十九ジュール ⑧否 ⑨平成二十六年

九州電力株式会社玄海原子力発電所二号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり六百京個 ②七度 ③マイナス二十七度 ④マイナス四十八度 ⑤百六十二ジュール ⑥百七十六ジュール ⑦二百二十八ジュール ⑧否 ⑨平成二十二年

九州電力株式会社玄海原子力発電所二号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり二千五百京個 ②八度 ③マイナス六度 ④マイナス三十七度 ⑤百六十五ジュール ⑥百六十八ジュール ⑦二百二十七ジュール ⑧否 ⑨平成二十二年

九州電力株式会社玄海原子力発電所二号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり四千京個 ②十三度 ③マイナス九度 ④マイナス三十四度 ⑤百六十六ジュール ⑥百七十二ジュール ⑦二百三十二ジュール ⑧否 ⑨平成二十二年

九州電力株式会社玄海原子力発電所三号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり七百八十六京個 ②
マイナス五十五度 ⑤二百七十三ジュール ⑧否 ⑨令和五年

九州電力株式会社玄海原子力発電所三号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり二千七百十京個 ②
マイナス四十九度 ⑤二百六十三ジュール ⑧否 ⑨令和五年

九州電力株式会社玄海原子力発電所三号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり四千七百六十京個
②マイナス三十度 ⑤二百六十五ジュール ⑧否 ⑨令和五年

九州電力株式会社川内原子力発電所一号炉第一回 ①一平方センチメートル当たり四百八十京個 ②マ
イナス二十二度 ③マイナス三十八度 ④マイナス八十七度 ⑤百六十七ジュール ⑥二百九ジュール
⑦百九十七ジュール ⑧否 ⑨令和四年

九州電力株式会社川内原子力発電所一号炉第二回 ①一平方センチメートル当たり三千十京個 ②マイ
ナス十四度 ③マイナス二十二度 ④マイナス五十八度 ⑤百七十七ジュール ⑥二百二ジュール ⑦百
九十四ジュール ⑧否 ⑨令和四年

九州電力株式会社川内原子力発電所一号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり五千八百京個 ②三

度 ③ マイナス五度 ④ マイナス三十八度 ⑤ 百六十四ジュール ⑥ 百八十三ジュール ⑦ 百七十六ジュール ⑧ 否 ⑨ 令和四年

九州電力株式会社川内原子力発電所一号炉第四回 ① 一平方センチメートル当たり九千百八十京個 ② 十八度 ③ 十七度 ④ マイナス二十一度 ⑤ 百七十一ジュール ⑥ 百八十八ジュール ⑦ 百七十二ジュール ⑧ 否 ⑨ 令和四年

九州電力株式会社川内原子力発電所一号炉第五回 ① 一平方センチメートル当たり一垓二千四百京個 ② 三十九度 ③ 三十六度 ④ 十二度 ⑤ 百五十ジュール ⑥ 百六十八ジュール ⑦ 百五十七ジュール ⑧ 否 ⑨ 令和四年

九州電力株式会社川内原子力発電所二号炉第一回 ① 一平方センチメートル当たり五百四十五京個 ② マイナス三十四度 ③ マイナス三十三度 ④ マイナス八十八度 ⑤ 二百一十一ジュール ⑥ 百九十五ジュール ⑦ 二百十五ジュール ⑧ 否 ⑨ 令和四年

九州電力株式会社川内原子力発電所二号炉第二回 ① 一平方センチメートル当たり四千七百十京個 ② マイナス八度 ③ マイナス二十四度 ④ マイナス六十八度 ⑤ 二百三ジュール ⑥ 百九十八ジュール ⑦

二百十五ジュール ⑧否 ⑨令和四年

九州電力株式会社川内原子力発電所二号炉第三回 ①一平方センチメートル当たり九千四百九十京個

②十七度 ③十六度 ④マイナス三十一度 ⑤二百五ジュール ⑥百九十四ジュール ⑦百九十一ジ

ール ⑧否 ⑨令和四年

九州電力株式会社川内原子力発電所二号炉第四回 ①一平方センチメートル当たり一垓二千三百京個

②三十一度 ③二十五度 ④マイナス十六度 ⑤百八十ジュール ⑥百八十三ジュール ⑦百七十一ジ

ジュール ⑧否 ⑨令和四年

六について

お尋ねについては、御指摘の「J E A C 4 2 0 6—2 0 0 7「原子炉圧力容器に対する供用期間中の破

壊靱性の確認方法」の中の「F A—1—100 適用範囲（解説—F A—1—100—1）」において、「軽

水減速軽水冷却型原子力発電所に設置する機器の非延性破壊を防止するため、機器を構成する材料の破壊

靱性の妥当性の確認を行わなければならない範囲、試験方法及び合格基準等について規定する。」と記載

されているとおりでであると承知している。

七について

お尋ねについては、御指摘の「J E A C 4 2 0 6—2 0 1 6」の中の「原子炉圧力容器に対する供用期間中の破壊靱性の確認方法」について、「J E A C 四二〇六—二〇〇七までは、軽水減速軽水冷却型原子力発電所に設置する機器の破壊靱性の妥当性の確認を適用範囲としていましたが、設計（製作）段階における原子力発電所用機器の破壊靱性の要求は日本機械学会（以降「J S M E」という）設計・建設規格に規定されていることから、今回の改定ではこれらのJ S M E設計・建設規格と重複する規定を適用範囲から除外し、原子炉圧力容器の供用期間中の非延性破壊及び延性破壊に対する破壊靱性の妥当性の確認を適用範囲としました。」と記載されているとおりであると承知している。

八及び九について

御指摘の「J E A C 4 2 0 6—2 0 1 6」については、令和二年九月九日に開催された令和二年度第二十三回原子力規制委員会の資料四において記載しているとおり、「破壊靱性の確認方法二〇一六に規定された破壊靱性遷移曲線の式」の妥当性等について十分に確認を行えなかったため、「規制における適用性を判断することは、時期尚早であることから、技術基準規則解釈への引用は見送る」こととしたものであ

る。

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成二十五年六月十九日原子力規制委員会決定）等における、御指摘の「J E A C 4 2 0 6」の今後の引用の在り方については、同資料において「今後、さらなる技術的検討が行われ、同規格が改訂された後に、再度技術評価を行う」と記載しているとおりであります。

十について

御指摘の「加速試験」の具体的な対象が明らかではないため、「どのように評価しているか」とのお尋ねにお答えすることは困難であるが、原子力規制委員会として、御指摘の「原子炉その他の設備の劣化の状況」については、審査の中で、これに対する発電用原子炉設置者による評価を内容ごとに確認しているところである。